

2012年12月19日 全5頁

排出量取引マーケットレポート 2012.12.18

COP18/CMP8 で 2013 年以降の京都メカニズムの取り扱いが決まる

環境調査部 主任研究員 大澤 秀一

[要約]

■ マーケットサマリー (2012/11/16~2012/12/17)

EUA、CER とともに過去最安値を更新

■ 関連トピック

■ COP18/CMP8 で 2013 年以降の京都メカニズムの取り扱いが決まる

2012年11月26日から約2週間にわたり、カタール・ドーハで国連気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)および京都議定書第8回締約国会議(CMP8)が行われた。会議は、「ドーハ気候ゲートウェイ」を採択して閉会した。京都議定書第2約束期間に参加しない日本は、CDM クレジット(CER)の利用に制限がかけられたものの、新たなクレジットとして提案している「二国間オフセット・クレジット制度」等が国連のガイダンスの下で創設されることが決定された。順調に進めば、有力な排出削減手段になる可能性がある。

■ 京都議定書の目標(2008年度~2012年度で平均6%削減)は達成可能の見通し

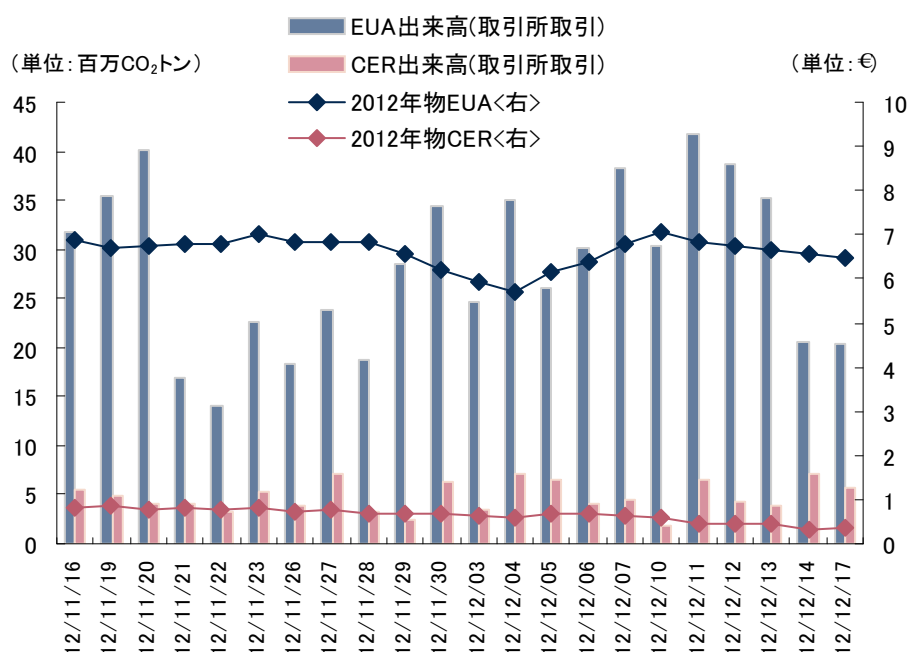
環境省から2011年度の温室効果ガス排出量(速報値)が発表された。総排出量は13億700万トン(二酸化炭素換算)で、京都議定書の基準年から3.6%増加となった。これで2008年度~2011年度の排出量実績は4ヵ年平均で0.2%増加となるが、森林吸収分(3.8%削減)と官民による京都メカニズムのクレジット活用分(5.6%削減)を加算すると9.2%の削減となり、目標の6%(2008年度~2012年度の平均)を3.2%超過達成していることになる。2012年度終了まであと数ヵ月だが、長浜環境大臣は「これまでの実績を踏まえれば京都議定書の目標は達成可能ではないか」との見方を示している。

マーケットサマリー (2012/11/16～2012/12/17)

EUA、CER ともに過去最安値を更新

- フェーズ3 (2013年～2020年) 開始を控え、しばらく様子見の状態が続いたが、11月末頃から売り優勢の地合いとなり、EUA は一時€ 5.61 の過去最安値を記録した。その後、売り込まれ過ぎからか反発し、一時は€ 7 台まで戻したものの、2013年のオークション計画 (8億1,900万 CO₂排出権) の発表を反映して再び値下がりし、€ 6.47 で取引最終日を終えた。CER は終始、弱気相場が続いたまま取引最終日には過去最安値となる€ 0.27 を記録し、€ 0.34 で取引を終えた。2012年物 (2012年12月限) は12月17日に取引が終了したため、次回からは2013年物 (2013年12月限) についてレポートする。

図表1 ICEにおける直近のEUA/CER価格および出来高



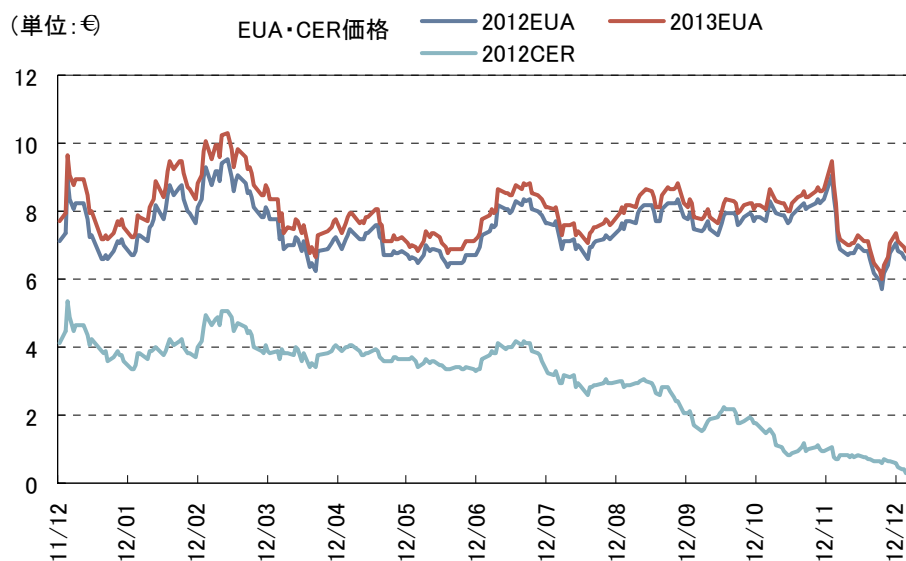
(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表2 EUA/CER 取引価格 (1トンあたり)

		2012/11/16～2012/12/17 価格(単位:€)		
取引所取引	先物取引	高値	安値	終値(2012/12/17)
ODM(CER)	2012年12月限	0.88	0.27	0.34
ODM(CER)	2013年12月限	1.08	0.40	0.40
EU-ETS(EUA)	2012年12月限	7.17	5.61	6.47
EU-ETS(EUA)	2013年12月限	7.44	5.93	6.70
EU-ETS(EUA)	2014年12月限	7.80	6.28	7.03

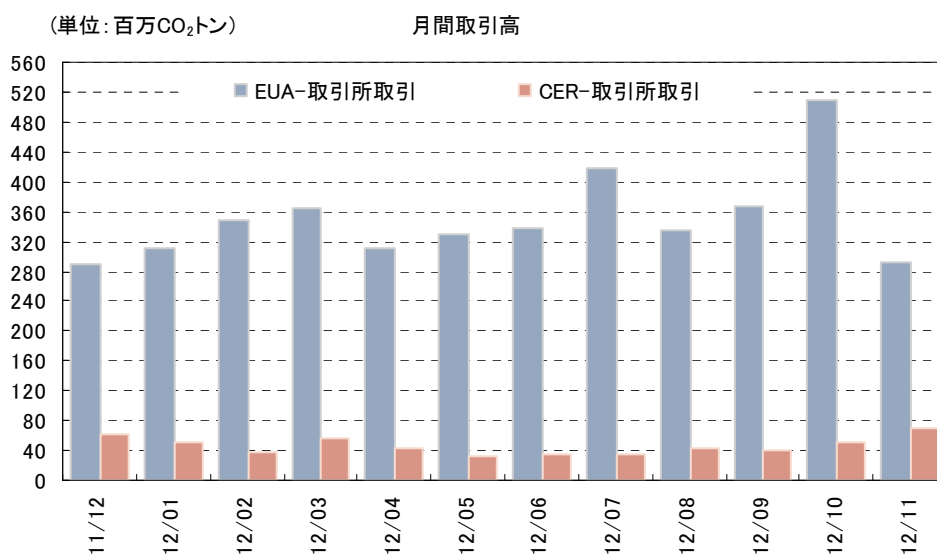
(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表3 EUA/CER 価格推移 (1トンあたり)



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表4 EUA/CER 取引高推移



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

<用語解説>

- ◆EU-ETS (EU-Emission Trading Scheme) :EU 排出量取引制度
- ◆EUA (EU Allowance) :EU-ETSにおける初期割当量
- ◆CDM (Clean Development Mechanism) :クリーン開発メカニズム。京都議定書で定められた京都メカニズムの1つ。先進国が関与して開発途上国で温室効果ガス削減事業を実施し、その結果発行されるクレジットを先進国の京都議定書削減目標達成のために用いることが可能。
- ◆CER (Certified Emission Reduction) :国連に認証された排出削減量 (CDMにより発行されるクレジット)

関連トピック

■ COP18／CMP8 で 2013 年以降の京都メカニズムの取り扱いが決まる

2012 年 11 月 26 日から約 2 週間にわたり、カタール・ドーハで国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）および京都議定書第 8 回締約国会議（CMP8）¹が行われた。日本からは環境、外務、経済産業、財務、文部科学、農林水産、国土交通各省の関係者が出席した。

長浜環境大臣は「日本は震災や原発事故で困難な状況にあるが、気候変動には引き続き取り組んでいくこと」や「排出量削減のために固定価格買取制度や環境税を導入したこと」、「途上国向け資金で日本は約 40%（133 億ドル）を拠出したこと」等をアピールした²。

会議は最終的に、京都議定書を 8 年間延長して第 2 約束期間（2013 年～2020 年）³を設けることや、すべての締約国が参加する 2020 年以降の新たな枠組み作りに向けた交渉作業計画などを盛り込んだ「ドーハ気候ゲートウェイ」（図表 5）を採択して閉会した。日本政府は「2020 年以降の新しい法的枠組みに関する 2015 年までの合意に向け交渉の基礎的アレンジメントを整えた」ことで会議の目標を達成することができたと発表した。

図表 5 COP18 及び CMP8 で採択された「ドーハ気候ゲートウェイ」

- ① ADP（強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム作業部会）の作業計画を含む COP 決定
- ② 京都議定書改正案の採択等に関する CMP 決定
- ③ AWG-LCA（長期的協力行動に関する特別作業部会）に基づく合意された成果に関する COP 決定
- ④ 気候資金に関する一連の COP 決定
- ⑤ 気候変動による損失と被害に関する COP 決定

（出所）政府資料を基に大和総研作成

本レポートでは、CDM等の京都メカニズムの取り扱いが含まれる②および③について報告する。①、④、⑤については政府代表団のレポートに詳細が書かれている⁴。

②は京都議定書第 2 約束期間に関する決定項目である。先進国のうち、豪州、EU、日本、リヒテンシュタイン、モナコ、スイスは、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ等が所有するホットエア⁵を購入しないことを宣言した。また、第 2 約束期間に参加しない、つまり削減義務を負わない先進国（ロシア、日本、カナダ、ニュージーランド）は、CDMクレジット（CER）の利用が制限される。既に実施されているCDMプロジェクトに引き続き参加でき、2013 年以降も原始取得（国別登録簿の口座に保有）することは可能だが、第 2 約束期間に有効なCERの移転と獲得を行

¹ CMP (Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto protocol)

² UNFCCCウェブキャスト、英語

(http://unfccc4.meta-fusion.com/kongresse/cop18/templ/play.php?id_kongresssession=5733&theme=unfccc)

³ 京都議定書第 2 約束期間の参加国は、EU（27 ヲ国）、豪州、カザフスタン、ウクライナ、ノルウェー、スイス、クロアチア、アイスランド、ベラルーシの 35 ヲ国。世界全体の温室効果ガスに占める参加国の割合は 15.6%と低い。

⁴ “国連気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）京都議定書第8回締約国会合（CMP8）等の概要と評価”平成24年12月8日、日本政府代表団 (http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=21173&hou_id=16085)

⁵ ホットエアは、京都議定書の削減目標に対し、経済活動の低迷などで温室効果ガスの排出が大幅に減少することで生まれる余剰排出枠のこと。

うことはできない。共同実施（京都議定書 6 条）⁶や国際排出量取引（同 17 条）に参加してクレジットの国際的な移転・獲得を行うことも認められないことになった。日本にとっては、自主的に誓約した中期目標を達成するための手段の一つに制限がかけられたことになる。

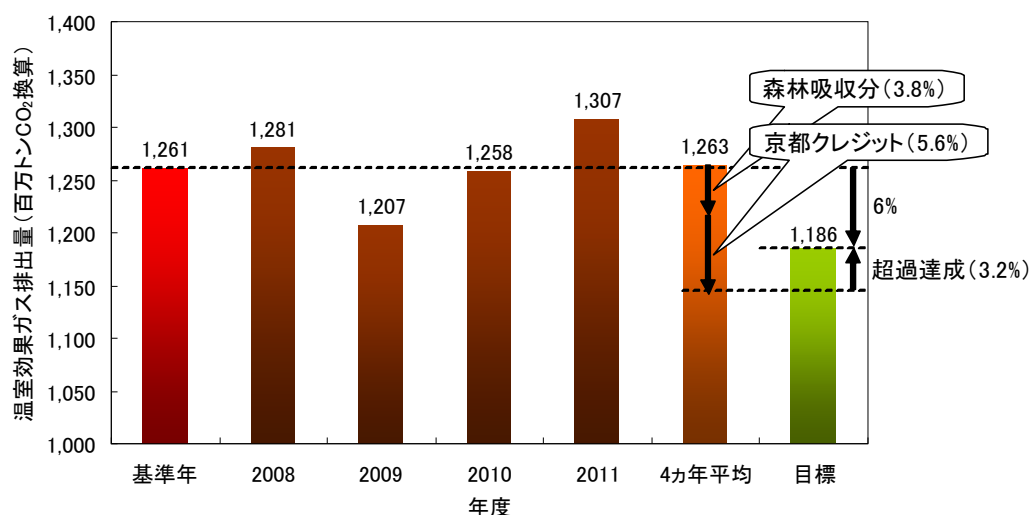
③は締約国間の長期的協力行動（排出削減策、適応策、資金供与、技術開発・移転）についての決定項目である。日本が提案している「二国間オフセット・クレジット制度」（BOCM / JCM）⁷そのものが合意文書に載ったわけではないが、新たなクレジットを発行するための様々な枠組みを国連のガイダンスの下で創設することが決定された。先進国が今後 2 年おきに提出する隔年報告書にも、BOCM / JCMなどのクレジットの活用に関する報告様式が定められた。今後、順調に制度設計と作業計画が進み、新たなクレジットとして認められれば、中期目標の達成するための有力な排出削減手段になる可能性がある。

■ 京都議定書の目標（2008 年度～2012 年度で平均 6%削減）は達成可能の見通し

2012 年 12 月 5 日、環境省から 2011 年度の温室効果ガス排出量（速報値）が発表された。総排出量は 13 億 700 万トン（二酸化炭素換算）で、京都議定書の基準年から 3.6%増加、前年度比では 3.9%増加となった（図表 6）。前年度から増加した要因として、震災の影響等により製造業の生産量が減少する一方、火力発電の増加によって化石燃料消費量が増加したことなどが挙げられる。

確報値は 2013 年 4 月に発表される予定だが、速報値を基にすれば、我が国の 2008 年度～2011 年度の排出量実績（4 カ年平均）は基準年から 0.2%増加となる。これに森林吸収分（3.8%削減）と官民による京都メカニズムのクレジット活用分（5.6%削減）を加算すると 9.2%の削減となる。目標の 6%削減を 3.2%超過達成している状況にある。2012 年度終了まであと数ヵ月だが、長浜環境大臣は「これまでの実績を踏まえれば京都議定書の目標は達成可能ではないか」との見方を示している。

図表 6 我が国の排出量の推移



（出所）政府資料から大和総研作成

⁶ 環境省ウェブサイト「京都議定書の概要」 (<http://www.env.go.jp/earth/cop6/3-2.html>)

⁷ BOCM/JCM (Bilateral Offset Credit Mechanism / Joint Crediting Mechanism)。途上国の要望で2つの名称を併記している。